

2 民間給与関係資料

平成 21 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、平成 21 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 9,344 事業所

(ア) 漁業

(イ) 鉱業、採石業、砂利採取業

(ウ) 建設業

(エ) 製造業

(オ) 電気・ガス・熱供給・水道業

(カ) 情報通信業

(キ) 運輸業、郵便業

(ク) 卸売業、小売業

(ケ) 金融業、保険業

(コ) 不動産業、物品賃貸業

(サ) 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）

(シ) 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）

(ス) 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）

(セ) 医療、福祉（中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）

(ソ) サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）

イ 調査対象職種

78 職種（うち初任給関係職種 19 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,066 事業所を無作為に抽出選定した。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は、すべて除外した。

ウ 調査実人員

52,273 人（うち初任給関係職種 6,594 人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産 業	企業規模	規 模 計			
			1,000 人以上 (1,000人～)	100 人以上 1,000 人未満 (100人～999人)	100 人未満 (50人～99人)
漁 業		事業所 1	事業所 0	事業所 1	事業所 0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業		67	20	38	9
製 造 業		228	94	112	22
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		209	40	119	50
卸 売 業 、 小 売 業		182	49	107	26
金 融 業 、 保 険 業 、 不動産業、物品賃貸業		62	31	24	7
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業		84	19	51	14
計		833	253	452	128

(注) 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が 233 あった。

第 11 表 民間における昇給制度の状況

項 目 役職段階	昇給制度 あり	昇 給 制 度 の 内 容			昇給制度 なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
一 般 従 業 員	86.0 %	34.2 %	66.4 %	48.3 %	14.0 %
管理職(課長級)	75.5 %	27.9 %	59.1 %	41.8 %	24.5 %

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第 12 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
一 般 従 業 員	81.2 %	73.9 %	19.3 %	18.1 %	36.5 %	7.3 %	18.8 %
管理職(課長級)	68.3 %	62.3 %	14.4 %	15.5 %	32.4 %	6.0 %	31.7 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 13 表 民間における冬季賞与の配分状況

区 分 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
一 般 従 業 員	58.1 %	41.9 %
管 理 職 (課 長 級)	52.3 %	47.7 %

第 14 表 民間における特別給（賞与）の支給状況

企 業 規 模		規 模 計		
項 目			1,000 人以上 (1,000 人 ~)	1,000 人未満 (50 人 ~ 999 人)
平均所定内給与月額	下半期	411,539 円	446,665 円	373,591 円
	上半期	413,524 円	446,792 円	374,197 円
特 別 給 の 支 給 額	下半期	886,863 円	1,034,997 円	721,841 円
	上半期	825,666 円	945,184 円	680,497 円
特 別 給 の 支 給 割 合	下半期	2.15 月分	2.32 月分	1.93 月分
	上半期	2.00 月分	2.12 月分	1.82 月分
	年間計	4.15 月分	4.44 月分	3.75 月分

(注) 下半期とは平成 20 年 8 月から平成 21 年 1 月まで、上半期とは平成 21 年 2 月から 7 月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は 4.50 月である。

第 15 表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	16,712 円
配 偶 者 と 子 1 人	23,784 円
配 偶 者 と 子 2 人	30,349 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については 13,500 円、配偶者以外については、1 人目及び 2 人目がそれぞれ 6,000 円、3 人目が 5,000 円である。なお、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日以降、満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある子 1 人につき、4,000 円が加算される。

第 16 表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給	58.6 %
非 支 給	41.4 %

第 17 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

区 分 職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規 模 計	1,000 人以上 (1,000人～)	100 人以上 1,000 人未満 (100人～999人)	100 人未満 (50人～99人)
新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 204,207	円 202,725	円 204,398	円 208,613
	短 大 卒	176,781	177,325	176,385	* 176,894
	高 校 卒	165,841	167,759	165,830	* 153,925
	大 学 卒	206,516	208,700	205,686	206,776
	短 大 卒	188,256	* 222,581	185,374	* 185,154
	高 校 卒	171,802	171,833	171,782	-
新 卒 技 術 者	大 学 卒	204,839	204,009	204,781	208,042
	短 大 卒	180,776	182,026	180,394	* 180,000
	高 校 卒	168,696	169,707	168,848	* 153,925
新 卒 研 究 員	大 学 卒	* 213,126	-	* 213,126	-
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	-	-	-	-
	高 校 卒	-	-	-	-
準 新 卒 医 師	大 学 卒	* 355,730	×	* 273,417	-
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	* 236,075	* 213,152	* 253,977	-
準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	養 成 所 卒	-	-	-	-
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	-	-	-	-
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	* 211,055	* 201,633	* 216,199	-
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	* 188,645	×	* 197,451	-
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	-	-	-	-
新 卒 大 学 助 手	大 学 卒	* 194,481	* 191,168	* 198,250	-
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	* 225,233	×	* 231,838	-
新 卒 船 員	海 上 技 術 学 校 卒	-	-	-	-

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「準新卒」とは、平成 20 年度中に資格免許を取得し、平成 21 年 4 月までの間に採用された場合をいう。
なお、医師については、平成 18 年 3 月医大卒業後、平成 18 年度中に免許を取得し、2 年間の臨床研修を修了した後、平成 21 年 4 月までの間に採用された者に限っている。

3 「×」は調査事業所が 1 事業所、「*」は調査事業所が 10 事業所以下であることを示す。

第 18 表 企業規模別、職種別平均給与額等

その1 全 職 種

事務・技術関係職種〔規模計〕

区 分 職 種		平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与			
				所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		50.7	769,559	769,559	0	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長		50.8	718,393	718,393	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長		49.7	693,841	693,841	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
事 務 課 長		46.0	625,283	598,661	26,622	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理		43.6	574,858	544,958	29,900	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下 4 人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
事 務 係 長		40.8	464,867	411,789	53,078	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門職
事 務 主 任		36.8	415,835	353,995	61,840	
事 務 係 員		32.0	335,967	282,833	53,134	
工 場 長		51.7	780,061	780,061	0	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長		50.1	691,237	691,237	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長		50.4	661,621	661,621	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
技 術 課 長		46.1	614,404	603,129	11,275	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理		43.2	506,377	452,485	53,892	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下 4 人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
技 術 係 長		40.5	479,436	419,310	60,126	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門職
技 術 主 任		37.2	404,659	345,904	58,755	
技 術 係 員		30.7	339,878	276,749	63,129	

(注) 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない(第18表においてすべて同じ。)。

研究関係職種〔規模計〕

職 種 \ 区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
研 究 所 長	55.0	677,000	677,000	0	構成員50人以上の所の長
研 究 部（ 課 ） 長	49.1	710,999	708,065	2,934	2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長
研 究 室（ 係 ） 長	50.1	621,455	621,455	0	構成員3人以上の室（係）の長
主 任 研 究 員	44.2	595,395	572,997	22,398	下記研究員より上位の者
研 究 員	33.5	433,620	357,126	76,494	
研 究 補 助 員	31.4	300,989	270,383	30,606	

医療関係職種〔規模計〕

職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与			
			所定内給与	時間外手当	
区 分	歳	円	円	円	
病 院 長	68.5	1,162,471	1,162,471	0	部下に医師又は歯科医師 5 人以上
副 院 長	53.1	1,383,226	1,383,226	0	上記院長に事故等あるときの職務代行者
医 科 長	51.7	1,277,796	1,153,184	124,612	部下に医師又は歯科医師 1 人以上
医 師	35.9	799,522	705,664	93,858	
歯 科 医 師	33.4	571,005	516,898	54,107	
薬 局 長	48.3	497,010	477,520	19,490	部下に薬剤師 2 人以上
薬 剤 師	33.8	330,484	291,853	38,631	
診 療 放 射 線 技 師	36.4	377,534	330,870	46,664	
臨 床 検 査 技 師	39.6	367,984	336,157	31,827	
栄 養 士	34.1	294,204	266,949	27,255	
理 学 療 法 士	30.2	318,499	289,871	28,628	
作 業 療 法 士	29.6	312,542	288,279	24,263	
総 看 護 師 長	56.7	549,388	549,388	0	部下に看護師長 5 人以上
看 護 師 長	44.4	436,059	401,929	34,130	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
看 護 師	34.0	360,549	299,443	61,106	
准 看 護 師	42.9	334,640	291,658	42,982	

教育関係職種〔規模計〕

職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
区 分	歳	円	円	円	
大 学 学 長	66.5	1,268,766	1,268,766	0	
大 学 副 学 長	62.3	792,252	792,252	0	
大 学 学 部 長	60.9	857,625	857,625	0	
大 学 教 授	57.2	730,616	730,568	48	
大 学 准 教 授	45.8	591,937	591,015	922	
大 学 講 師	41.7	488,703	486,437	2,266	
大 学 助 教	36.9	405,133	392,747	12,386	
大 学 助 手	30.6	260,167	260,167	0	
高 等 学 校 校 長	61.2	728,274	728,274	0	
高 等 学 校 教 頭	58.7	687,601	687,601	0	
高 等 学 校 主 幹 教 諭	47.0	593,000	593,000	0	
高 等 学 校 指 導 教 諭	54.0	687,090	687,090	0	
高 等 学 校 教 諭	43.1	510,329	510,329	0	

海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与			
				所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
船 長 ・ 機 関 長		48.9	803,388	668,386	135,002	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士		45.4	629,774	467,744	162,030	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士		43.4	563,994	432,136	131,858	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士		32.8	502,102	382,629	119,473	
運 航 士		-	-	-	-	
甲 板 長 ・ 操 機 長		51.8	576,435	452,272	124,163	
甲 板 手 ・ 操 機 手		41.0	572,887	408,242	164,645	
甲 板 員 ・ 機 関 員		22.0	415,094	330,806	84,288	

技能・労務関係職種〔規模計〕

区 分 職 種	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与			
			所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。
電 話 交 換 手	51.3	417,135	396,291	20,844	
自家用乗用自動車運転手	50.3	549,997	489,672	60,325	
守 衛	56.5	457,357	415,656	41,701	
用 務 員	53.8	350,537	335,948	14,589	

その2 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

区 分 職 種		平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支			
			給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		50.3	791,377	791,377	0	構成員50人以上の支店（社）の長（ 7 級）
事 務 部 長		50.7	771,570	771,570	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（ 7 級）
事 務 部 次 長		49.1	759,448	759,448	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職（ 7 級）
事 務 課 長		46.3	665,924	630,414	35,510	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（ 5 級）
事 務 課 長 代 理		44.4	600,793	578,590	22,203	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下 4 人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職（ 4 級）
事 務 係 長		41.1	489,372	433,407	55,965	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門職（ 3 級）
事 務 主 任		36.6	435,772	369,881	65,891	（ 2 級、一部は 3 級）
事 務 係 員		31.8	352,964	287,451	65,513	（ 1 級）
工 場 長		52.2	751,729	751,729	0	構成員50人以上の工場長（ 7 級）
技 術 部 長		50.5	737,276	737,276	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（ 7 級）
技 術 部 次 長		51.0	715,975	715,975	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職（ 7 級）
技 術 課 長		46.8	662,910	650,202	12,708	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（ 5 級）
技 術 課 長 代 理		44.2	524,410	473,506	50,904	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下 4 人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職（ 4 級）
技 術 係 長		41.2	531,169	468,018	63,151	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門職（ 3 級）
技 術 主 任		37.9	425,359	371,696	53,663	（ 2 級、一部は 3 級）
技 術 係 員		30.6	363,441	287,179	76,262	（ 1 級）

（注）「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

区 分 職 種		平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		52.4	656,255	656,255	0	構成員50人以上の支店（社）の長（６級）
事 務 部 長		50.9	644,029	644,029	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職（６級）
事 務 部 次 長		50.8	572,594	572,594	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職（６級）
事 務 課 長		45.5	523,217	520,040	3,177	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職（４級）
事 務 課 長 代 理		40.8	496,999	442,152	54,847	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し 部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下 4 人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職（３級）
事 務 係 長		40.0	420,724	371,933	48,791	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者、 職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門 職（２級）
事 務 主 任		37.4	362,900	310,688	52,212	（１級、一部は２級）
事 務 係 員		32.2	313,532	277,812	35,720	（１級）
工 場 長		50.0	878,470	878,470	0	構成員50人以上の工場の長（６級）
技 術 部 長		49.3	609,912	609,912	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専 門職（６級）
技 術 部 次 長		49.9	544,288	544,288	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長 級専門職（６級）
技 術 課 長		44.7	496,684	488,461	8,223	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専 門職（４級）
技 術 課 長 代 理		41.2	472,435	410,128	62,307	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し 部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下 4 人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職（３級）
技 術 係 長		39.6	422,395	366,301	56,094	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者、 職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門 職（２級）
技 術 主 任		36.0	370,986	302,425	68,561	（１級、一部は２級）
技 術 係 員		30.8	315,370	265,717	49,653	（１級）

（注）「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

区 分 職 種		平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与			
				所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		-	-	-	-	構成員50人以上の支店（社）の長（５級）
事 務 部 長		50.7	691,156	691,156	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（５級）
事 務 部 次 長		49.4	572,851	572,851	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職（５級）
事 務 課 長		44.3	475,653	464,844	10,809	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（４級）
事 務 課 長 代 理		41.4	431,917	377,897	54,020	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下４人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職（３級）
事 務 係 長		40.8	399,422	358,634	40,788	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門職（２級）
事 務 主 任		37.7	349,404	306,390	43,014	（１級、一部は２級）
事 務 係 員		32.6	303,506	267,749	35,757	（１級）
工 場 長		-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（５級）
技 術 部 長		50.1	582,675	582,675	0	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（５級）
技 術 部 次 長		44.3	512,384	512,384	0	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職（５級）
技 術 課 長		43.0	465,333	462,685	2,648	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（４級）
技 術 課 長 代 理		39.6	387,256	378,377	8,879	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下４人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職（３級）
技 術 係 長		39.9	408,682	348,565	60,117	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者、職能資格等が同等と認められる係長及び係長級専門職（２級）
技 術 主 任		35.3	329,554	289,496	40,058	（１級、一部は２級）
技 術 係 員		30.4	310,609	265,438	45,171	（１級）

（注）「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である。